

児童扶養手当に関する大切なお知らせ

令和6年11月1日から児童扶養手当法等の一部が改正され、
所得制限限度額と第3子以降の加算額が引き上げられます。

令和6年11月分の手当から適用され、
同年11月分及び12月分の手当が令和7年1月に支払われます。

1. 所得制限限度額の引上げ

児童扶養手当の支給には、前年の所得に応じて、手当の全額を支給する「全部支給」と、一部のみを支給する「一部支給」があります。この度、全部支給及び一部支給の判定基準となる所得制限限度額を表のとおり引き上げます。

扶養する児童等の数	全部支給となる所得制限限度額 (受給資格者本人)				一部支給となる所得制限限度額 (受給資格者本人)			
	収入ベース		所得ベース		収入ベース		所得ベース	
	これまで	R6.11月分から	これまで	R6.11月分から	これまで	R6.11月分から	これまで	R6.11月分から
0	1,220,000	1,420,000	490,000	690,000	3,114,000	3,343,000	1,920,000	2,080,000
1人	1,600,000	1,900,000	870,000	1,070,000	3,650,000	3,850,000	2,300,000	2,460,000
2人	2,157,000	2,443,000	1,250,000	1,450,000	4,125,000	4,325,000	2,680,000	2,840,000
3人	2,700,000	2,986,000	1,630,000	1,830,000	4,600,000	4,800,000	3,060,000	3,220,000
4人	3,243,000	3,529,000	2,010,000	2,210,000	5,075,000	5,275,000	3,440,000	3,600,000
5人	3,763,000	4,013,000	2,390,000	2,590,000	5,550,000	5,750,000	3,820,000	3,980,000

※収入額は給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額

2. 第3子以降の加算額の引上げ

第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額になります。

これまで

全部支給 6,450円
一部支給 6,440円～3,230円
(所得に応じて決定されます)



R6.11月分から

全部支給 **10,750円**
一部支給 **10,740円～5,380円**
(所得に応じて決定されます)

(お問い合わせ先)

☆新宿区子ども家庭部子ども家庭課育成支援係

新宿区歌舞伎町1-4-1 区役所本庁舎2階16番窓口

TEL 03-5273-4558

FAX 03-3209-1145

児童扶養手当制度の詳細は二次元コードより区ホームページをご確認ください。

